○国土交通省告示第四百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

須田野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十七年建設省告示第千百七十号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

福岡県糸島市二丈一貴山	
字鎮守	一号
六二〇番一	二号
六一五番二	三号
六一四番一	四号
六〇九番一	五八〇番一地先水路敷
五八二番一	十九号から二十二号まで
六〇七番一	二十三号及び二十四号
六〇四番	二十六号及び二十七号
六〇三番四	二十八号
字壱十	二十九号
五六八番一	五号
五六九番一	六号
五七四番一	七号
五七五番	八号
五七六番地先道路敷	九号
五五三番	十号
五五二番	十一号及び十二号
五七七番地先水路敷	十八号
五七三番	二十五号
字石原	十三号
五四〇番	十四号
五四八番二	十五号
字高徳園	十六号
六五六番	十七号
六五五番	
六五〇番	

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

九折川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県みやま市山川町河原内	
字小原前	一号
二七九番二	二号
二七七番	三号
二七四番二九	四号
二七四番三三	五号
二七四番三六	六号及び七号
二七四番九	十号
二七五番一	八号
字九折	九号
九〇〇番	十一号及び十二号
八九七番一	
八九六番四地先道路敷	

○国土交通省告示第四百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第四十三号で指定した土地の区域を除く。）

岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ケ根	
字松戸	一号
二四八一番三	二号
二四九四番一五	十二号
二四九四番二一	十三号
二四八四番三	四号から七号まで
字一宝水	八号
二〇〇番一七三	九号
二〇〇番一五七	十号
二〇〇番一五六	十一号
二〇〇番二三六	
二〇〇番一三四	
二〇〇番一一七	

○関東地方整備局告示第二百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
成田市吉岡字大安場一二九五番七一から同市吉岡字来光台一一四八番一まで	前	一一・九一～四一八・八五メートル
	後	一一・二八～三三二・六一メートル
		〇〇・六四二・六四二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○九州地方整備局告示第九十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月十日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号

九州地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

九州住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	篠原　生朗、三浦　覚
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年三月三十一日

○九州地方整備局告示第百号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月十日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号

九州地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人大分県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	青柳　善男
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

○九州地方整備局告示第百一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月十日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号

九州地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	恒吉　史高、丸岡　博
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年三月三十一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	堂園　建郎

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日